三二	
כ שנו ע	

年 月 日

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託 企画提案応募申込書

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

	
応募提案者	
事業者名等	
代表者役職•氏名	
所在地	〒
担当者連絡先	
氏名(ふりがな)	
所属(部署名)	
役職	
所在地	〒
電話番号 (代表・直通)	
FAX番号	
メールアドレス	

提出期間: 令和7年11月11日(火)午前10時から令和7年12月11日(木)午後3時まで ※下記の提出先まで持ち込みにより提出すること。(郵送等による提出は認めない。)

<提出先>

担当:大阪文化芸術事業実行委員会事務局

(大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ内)

住所:大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

※問合せについては、午前9時から午後5時30分まで

土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後〇時15分から午後1時までを除く。

受付番号

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託 企画提案書表紙

正 本

応募提案者名

梼	江 兼	4	_	2
香	₹式	:4	—	

受付番号	
\sim 13 \square \supset	

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託 企画提案書表紙

副本

^{※&}lt;u>副本には会社名等提案者を類推できる記載は行わないこと。</u>これに反した場合、失格事項の (6)「審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合」とみなす。

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託 企画提案書

記入日	年月		
1 企画提案名			
2 応募事業者名	 ※副本には記載不要		
企業名等	次町やには山梨()女		
3 企画提案書のア			
企画内容のアヒ	ピールポイントを記載して	てください。	

※募集要項6応募手続きに関する事項(3)提案にかかる応募書類及び提出方法①イ(ア)
\sim (エ)に掲載している項目について、提案内容を記載すること。(別途提案書の様式を定めても
かまわない。)
(ア) 文化芸術プログラムについて I 万博を契機とした大阪の文化芸術の魅力発信の取組み(大阪国際文化芸術プロジェクト)の 継承・発展にかかる公演等のプログラム
(i) 実施するプログラムについて
(ii) 国際的で大規模なアートフェアについて
Ⅱ エッジの効いた新たな文化芸術プログラム
(イ) 本事業にかかる4カ年の業務計画について
(ウ)長期的・戦略的広報計画・活動について
(工)運営体制について

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託 応募金額提案書

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

事業者名	
※副本には記載不要	
提案金額合計	—
(3年総額)	円(光華・科立で、光華・社会さい)
	(消費税及び地方消費税含む)
※提案上限額は募集要項2(3)参	·····································
□年 度 内 訳(※各項目は例示であ	い、海官修正キ可とする)
ロチー反 内 訳(※音項目は例がてめ 令和8年度	り、旭旦修正も引とするが
①出演・音楽・文芸費	円
②会場・設営費等	円
③賃金・旅費・報償費	円
④広報・PR関係経費	円
⑤イベント実施委託等	円
合 計 (消費税及び地方消費税含む)	円
・積算内訳を別途添付すること。	15
令和9年度	
①出演•音楽•文芸費	円
②会場・設営費等	円
③賃金・旅費・報償費	円
④広報 • PR関係経費	円
⑤イベント実施委託等	円
合 計 (消費税及び地方消費税含む)	円
・積算内訳を別途添付すること。	
令和 10 年度	
①出演・音楽・文芸費	円
②会場・設営費等	円
③賃金・旅費・報償費	円
④広報・PR関係経費	H
⑤イベント実施委託等	H
合 計(消費税及び地方消費税含む)	円
・積算内訳を別途添付すること。	

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託 業務実績申告書

業務名	発注者	実施年月	業務の概要	備考

上記については、事実と相違ありません。			
	事業者名		
	代表者氏名		

※副本には記載不要

共同企業体届出書

代表構成員

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託企画提案募集について、下記の者と合同で参加します。

なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、実行委員会に対する企画提案及び契約に係る一切の責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

構成員1

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託企画提案募集について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

構成員2

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託企画提案募集について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託 共同企業体協定書

(目 台	b)			
第1条	当共同企業体は、大阪	文化芸術事業実行委員	会 委員長(以下「発注者」	という。)
が発泡	Èする「(仮称)大阪文 [、]	化芸術推進事業」の実	施にかかる企画・運営等業務	委託(以下
「本件	‡業務委託」という。)	を共同連帯して受託す	ることを目的とする。	
(名 和	示)			
第2条	当共同企業体は、		共同企業体(以下「	当企業体
الح ل	1う。)と称する。			
(事務)	所の所在地)			
第3条	当企業体は、事務所を		に置く。	o
(成立の	D時期及び解散の時期)			
第4条	当企業体は、年	月 日に成立し、そ	の存続期間は〇年とする。 たた	ぎし、この
存続期	胴間を経過しても当企業	体に係る本件業務の訓	賃負契約の履行後○ヵ月を経過	動するまで
の間に	は解散することができな	ر١.		
2 前項	夏の存続期間は、構成員 [・]	全員の同意をえて、こ	れを延長することができる。	
3 当1	E業体が発注者との間で	本件業務について契約	できなかった場合には、当企業	美体は第1
項の規	見定にかかわらず、発注	者が本件業務委託にて	いて他者と契約を締結したE]に解散す
る。				
(構成員	員の名称)			
第5条	当企業体の構成員は、	次のとおりとする。(タ	を 信の場合は支店名)	
1 名和	尔			
2 名和				
3 名和	尓			

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 たて表者とする。

4 名称______

5 名称______

(代表者の権限)

- 第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、 次の権限を有するものとする。
 - (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。
 - (2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。

- (3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選仟についての権限。
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限。
- (5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

- 第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。
- 2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

- 第 10 条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 (構成員の経費の分配)
- 第 11 条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第 12 条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義 務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第 15 条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を 完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が 共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は 共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定め	りのない事項については、運営委員会において定めるものとする。
記名押印し、各自所持するも	5のとする。
年 月 E	3
	所在地
	名 称
	代表者
	所在地
	名 称
	代表者
	所在地
	名 称
	代表者

様式10 (構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

委 任 状

					年	月	
大阪文化芸術事業実行委	員会 委員長	様					
	所 在 均	也					
	商号又は名称	沵					
	代表者職・氏名	2				(E	
私儀(職 「(仮称) 大阪文化芸術推 し、下記の権限を委任い					託の委	託契約に	こ関
			===				
1. 共同企業体結成に限 2. 共同企業体の代表を 3. 委任期間 自:	構成員に権限を表			年	月		

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくてもかまいません。

様式11-1 (代表構成員が代表取締役の場合)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

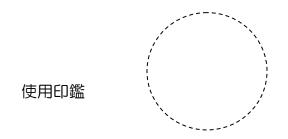
〇〇××共同企業体 代表構成員

所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務 委託に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。



- 1. 入札参加資格確認申請について。
- 2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
- 3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
- 4. 請負代金の請求及び受領について。
- 5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式11-2 (代表構成員が受任者の場合)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

〇〇××共同企業体

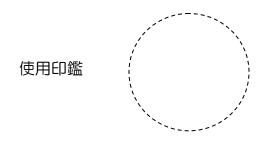
代表構成員

所 在 地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役職氏名 $\triangle \triangle$ 支店長 $\Box \Box$ \Box \Box

私は、下記の印鑑を「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務 委託に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。



- 1. 入札参加資格確認申請について。
- 2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
- 3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
- 4. 請負代金の請求及び受領について。
- 5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

誓約書

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務 委託募集要項に規定する企画提案参加資格をすべて満たしていること を申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

年 月 日

受託者 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

様式13 (元請負人用)

事業名:「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託

誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例(以下「条例」という。) 及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(以下「規則」という。)を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	
2	条例第11条第2項の規定により、大阪文化芸術事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。	
3	本誓約書その他の実行委員会に提出した書面等を、実行委員会が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

(注)上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にし点を記入してください。)

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

年 月 日 所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日

- (1) 次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。
 - ①暴力団員
 - ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - ③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、 金品等の利益又は役務の供与をした者
 - ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑥役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
 - ⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者
- (2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。(規則第8条及び第10条関係)
 - ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を 提出しない者を下請負人としてはいけません。
 - ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
 - ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
 - ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。

(あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。)

- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたとき は、速やかに府に報告してください。
 - ※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え(暴力団追放3ない運動 + 1)

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。 その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業(個人)は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らに この相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公 共事業等から排除されることがあります。

(公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より)

●大阪府暴力団排除条例(抜粋)

(府民及び事業者の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう 努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。